

## 情報公開規程

2018年9月25日  
MF第2018000005号

### (目的)

第1条 この規程は、一般財団法人みらい財団（以下「財団」という。）の保有する情報の積極的かつ継続的な公開を図ることにより、財団活動の透明性と公平性の確保に努めるとともに、国民に対する財団活動の説明責務を全うすることを目的とする。

### (適用の範囲)

第2条 財団における情報公開の取扱いについては、他の業務の方法に特別の定めがある場合を除き、この規程の定めるところによる。

### (定義)

第3条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「法人情報」とは、財団の業務運営上において組織的に保有する全ての情報をいい、個人情報を含む場合がある。ただし、新聞、雑誌、テレビ、インターネット等のメディアを通じて社会一般に流通している情報についてはこの限りではない。
- (2) 「法人文書」とは、財団の役職員が職務上作成し又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、財団の役職員が組織的に用いるものとして保有しているものをいう。  
ただし、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。なお、法人文書のうち電磁的記録を「電子法人文書」という。

### (方針)

第4条 法人情報は、第6条に掲げる開示請求の有無にかかわらず、公開することを原則とする。

2 財団は次に掲げる情報をウェブサイトにおいて公開するものとする。

- (1) 事業計画及び予算
  - (2) 事業報告及び決算
  - (3) 財団の支援により事業を実施する資金分配団体及び民間公益活動を行う団体の情報
- 3 その他の情報の公開に当たっては、新聞、雑誌、ウェブサイト等を通じ、わかりやすい情報を積極的に提供するよう努めるものとする。

### (情報開示請求制度)

第5条 財団は、第4条の方針を実現するため、第三者から財団への情報開示請求制度を設置する。

2 法人文書の開示請求があった場合は、次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該法人文書を開示するものとする。

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

- 1) 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
- 2) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

3) 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

1) 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

2) 独立行政法人等の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付すことが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(3) 国の機関、独立行政法人等及び地方公共団体及び財団の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(4) 国の機関、独立行政法人等又は地方公共団体及び財団が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

1) 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの

2) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるもの

3) 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるもの

4) 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるもの

5) 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるもの

6) 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるもの

7) 国若しくは地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれがあるもの

(開示請求)

第6条 法人文書の開示請求をしようとする者（以下、「開示請求人」という。）は、法人文書開示請求書（様式1）を財団に提出し、第8条に定める開示請求に係る手数料を財団に納付することをもって、法人文書の開示を請求するものとする。

2 財団における法人文書開示請求書受付の窓口は、管理・企画部とする。

(開示決定等)

第7条 管理・企画部は、前条に基づく法人文書開示請求書を受理した場合は、理事長が第5条第2項の基準に照らし合わせて当該開示請求を審査し、開示を請求された法人文書が、情報の開示又は不開示又は一部開示のいずれに該当するかの審査結果を、30日以内に開示請求人に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、財団は、事務処理上の困難その他正当な理由により前項の期限を60日以内に限り延長することができる。この場合は開示請求人あてにその旨通知しなければならない。

3 審査の結果、当該法人文書が一部開示又は不開示に該当すると判断された場合には、前項の通知に理由を付記するものとする。

4 審査の結果、当該法人文書が開示又は一部開示に該当すると判断された場合には、前項の審査結果と共に第8条に定める開示実施に係る手数料（以下、「開示実施手数料」という）について通知するものとする。

5 財団は、開示請求者が前2項により通知された開示実施手数料を財団に納付したのち当該法人文書の開示を行う。

(手数料の額等)

第8条 情報開示に関する手数料の額は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、それぞれ別途理事長が定める額とする。

(1) 開示請求に係る手数料

(2) 開示実施手数料については、別表に掲げる区分とする。

(3) 再審査に係る手数料

(訂正または利用停止請求)

第9条 この規程の定めるところにより、開示決定に基づき開示を受けた法人情報に含まれる個人情報に係る訂正または利用停止請求をしようとする者は、訂正・利用停止請求書（様式2）を財団に提出するものとする。

2 訂正または利用停止請求に係る保有個人情報の本人のみが請求を行うことができる。

3 訂正または利用停止請求は、「保有個人情報の開示を受けた日」の翌日から起算して90日以内に行わなければならない。「開示を受けた日」とは、開示請求者に写しが郵送された日を指す。

(訂正決定等)

第10条 財団は、前条に基づく訂正または利用停止請求があったときは、理事長はその請求が事実に基づいているか否かを審査し、その審査結果を30日以内に訂正または利用停止請求人に通知する。

2 前項の規定にかかわらず、財団は、事務処理上の困難その他正当な理由により前項の期限を60日以内に限り延長することができる。この場合は訂正または利用停止請求人あてにその旨通知しなければならない。

#### (保有個人情報の提供先への通知)

第11条 訂正請求に基づき訂正を行う保有個人情報を第三者に提供していた場合、必要があると認めるときは、提供先に対して、訂正を行った旨を通知する。

#### (不服申立て)

第12条 開示請求人は第7条及び第10条の決定内容に不服がある場合は再審査請求書（様式3）を財団に提出し、第8条に定める再審査に係る手数料を財団に納付することをもって、再審査を請求することができる。

2 再審査の請求を受領した場合、財団は情報公開・個人情報保護検討委員会を設置し、情報公開・個人情報保護検討委員会の意見を受けて請求を再審査する。

3 再審査の結果の通知については、それぞれ第7条及び第19条の規定を準用する。

#### (情報開示の実施)

第13条 この規程の定めるところにより情報開示請求人に開示または一部開示の審査結果及び開示実施手数料を通知し、その支払いを確認した場合、当該支払を確認した日から30日以内に当該文書の写しを郵送するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、必要な作業が大量または複雑である等の理由により30日以内に当該文書の写しを郵送することができない場合、情報開示請求人にその旨及び郵送予定日を通知するものとする。

3 電子法人文書の写しはDVDに書き込むこととし、一般的なパーソナルコンピュータで閲覧が可能な形式でこれを実施するものとする。

#### (訂正の実施)

第14条 この規程の定めるところにより、訂正又は利用停止請求人に対して訂正または利用停止の審査結果を通知したときは、速やかに当該保有個人情報の訂正又は利用停止を行うものとする。

2 利用停止は法人情報からの削除の方法をもって行うものとする。

#### (改廃)

第15条 この規程の改廃は、理事会の決議を得て行う。

#### 附則

この規程は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第20条に基づく指定を受けることを停止条件として、当該指定を受けた日に施行する。

別表

開示の範囲	作成資料の内容	
開示文書（文書ファイル1件あたり）	作成後3年以内の場合	作成後3年以降の場合
一部開示文書（文書ファイル1件あたり）		
開示電子法人文書		
決裁文書1件あたりの加算額		
その他の文書1件あたりの加算額		
一部開示電子法人文書		
決裁文書1件あたりの加算額		
その他の文書1件あたりの加算額		

(様式1)

### 開示請求書

年 月 日

一般財団法人みらい財団  
理事長 殿

(ふりがな)

氏名：  
住所：元

四

三

一般財団法人みらい財団情報公開規程第6条の規定に基づき、下記の通り情報開示を請求します。

記

#### 1. 開示を請求する情報（具体的に特定してください）

2. 手数料 \_\_\_\_\_ 円 を支払いました。 (金額を記入し、支払いを証する書類の写しを添付してください。)

3. 本人確認等（該当するものに✓を入れてください。）

### 添付した請求者本人確認書類の写し

運転免許証 健康保険被保険者証 外国人登録証明書 住民基本台帳カード  
マイナンバーカードの表面 その他（

※これらの写しに加えて住民票の写し（マイナンバーの記載のないもの）を添付してください。

以上

(様式2)

訂正・利用停止請求書

年 月 日

一般財団法人みらい財団  
理事長 殿

(ふりがな)

氏名 :

印

住所 :

電話 :

一般財団法人みらい財団情報公開規程第9条の規定に基づき、下記の通り開示された個人情報の訂正または利用停止を請求します。

記

1. 請求の詳細（記載してください。また、該当するものに✓を入れてください）

分類	<input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 利用停止
情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定通知書の詳細	文書番号 : MF第 号 日付 : 年 月 日
請求の趣旨及び理由	(趣旨)  (理由)

2. 手数料 \_\_\_\_\_ 円 を支払いました。（金額を記入し、支払いを証する書類の写しを添付してください。）

3. 本人確認等（該当するものに✓を入れてください。）

添付した請求者本人確認書類の写し

運転免許証 健康保険被保険者証 外国人登録証明書 住民基本台帳カード  
マイナンバーカードの表面 その他（\_\_\_\_\_）

※これらの写しに加えて住民票の写し（マイナンバーの記載のないもの）を添付してください。

以上

(様式3)

再審査請求書

年 月 日

一般財団法人みらい財団  
理事長 殿

(ふりがな)

氏名 :

印

住所 : 〒

電話 :

一般財団法人みらい財団情報公開規程第12条の規定に基づき、下記の通り再審査を請求します。

記

1. 請求の詳細（記載してください。また、該当するものに✓を入れてください）

開示決定通知書の詳細	文書番号：MF第 号 日付： 年 月 日
請求の趣旨及び理由	

2. 手数料 \_\_\_\_\_ 円 を支払いました。（金額を記入し、支払いを証する書類の写しを添付してください。）

3. 本人確認等（該当するものに✓を入れてください。）

添付した請求者本人確認書類の写し <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード <input type="checkbox"/> マイナンバーカードの表面 <input type="checkbox"/> その他（ ※これらの写しに加えて住民票の写し（マイナンバーの記載のないもの）を添付してください。
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

以上